

平成29年度守谷市地域包括支援センター事業計画の骨子（案）

第6期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の基本となる、平成26年介護保険法改正は、2025年を見据えた介護保険制度の改正がありました。団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）を目途に「高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができる」と求める姿とした、地域包括ケアシステムについて、第6期計画から第9期計画（平成36年度～平成38年度）にわたる構築になります。2025年を見据えて、第6期については基盤づくりの位置づけとして取り組んでおります。

守谷市においても、高齢社会の到来とともに、独居や認知症高齢者が増加しております。様々な生活支援や自立した生活のサポートなどの取り組みが重要となり、以下の事業を推進します。

地域支援事業の主な事業

・生活支援体制整備事業

協議体設置及び生活支援コーディネーター配置により地域における助け合い・支え合いを広げる基盤をつくり、守谷市の将来を見据えた生活支援の体制整備に取り組みます。

・在宅医療・介護連携推進事業

在宅での医療と介護がたがいに切れ目のない仕組みを構築するため関係者の連携を推進します。

昨年に引き続き守谷市、取手市、利根町と共に取手市医師会に委託し、事業を実施し、連携の土台作り、顔のわかる関係づくりとして地域の医療・介護関係者による会議の開催、在宅医療・介護関係者の研修等に取り組みます。

・認知症総合支援事業

地域包括支援センターに認知症初期集中支援チームを設置し、認知症施策に取組みます。また、医療機関や介護サービス、地域の支援機関との連携を図る支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務を行う認知症地域支援推進員についても年度内の設置に向け、準備に取り組みます。

・市民への周知

介護・高齢者に関する様々な情報についての周知に努めます。（市公式ホームページ等利用）